音樂紀聞

チ 11
4376

門 チ11
號 4376
卷 ノ

早稲田大學図書館
昭34.1.29
藏書

音樂紀聞

損軒 貝原篤信編輯

惣論

樂記ニ樂者樂也人情之所不能免也トシテ人ノ生ノ當
秋ノ蟬ノ如クノ名ノ如ク時々虫ノ声ニテモミル自然ノ
ノ声ヲ発スル人ノ和ニ物ニ感ジテ動ク人ノ如ク
物ノ如ク動ク人ノ感ジテ動ク人ノ如ク情慾ハ樂ノ
ヲ人ノ心中ノ理ヲ引キカヘル故ニ
古人ハ小兒ノ時ヨリ音樂ヲ教ヘテ性
情ヲ和ケテ血氣ヲ平ニ海内ノ人皆樂ノ
ヲ以テ風俗ヲ厚クシ人
心ヲ和ラグル故ニ聖人音律ヲ作リ

偽りしらざる事もおもはく学ぶものなるべし。いかむとも
さへずべし只三百篇心下の長詩を吟誦し心思を和平する
ばかり事の本を得るものなるべし。○第此事本あり文あり事
をなしいづれも和平の心楽ばかりなく舞八音八乗の文あり凶を
和楽うして古法を熟復し時と所と礼と楽乃
事をもつとむべしとなり
○古此聖人礼乗をかつてうまれんして是を以て毎に移り礼
乗ハ君臣の具なり治の法なり是を下の所法人倫の大義なる
所大なり是をいとなむべしとおもへり
○楽記に天高地下の事物散殊而礼制行焉是礼のかなめ流而不
息合同而和而楽興焉是楽のかなめ
昂是礼乗のよりて出る本原をとけり是を地の

礼乗ハ人を主言とし言へり○又曰事作事長行也秋歛冬
藏義也仁近於乗礼近於礼又云天地訢合陰陽和厚
煦嫗覆育万物又云楽者天地之和也礼者天地之序也
又云大乗与天地同和大礼与天地同節是皆礼乗の本を
とけり聖人云地上礼乗の理行るを見これよりつとめて
礼乗を作り動静人の礼乗を作り移ハ天地自然の理
みなりとつとめたるなり本より理なるものなり
あらざる作り出し移り変人乗を作るハ天地の
和を得ハ人心乗を移ハ乗ハ中和の
性を本とし人心乗を移ハ乗ハ中和の
徳を務し伝をかるハ乗ハ人を移すの具なり二の者車
輪如偏重ものあ城のめ人を移すの具なり日礼乗ハ志ハ人心を

大内の人々も
○ゆゑ此時まで古楽伝りて在京の間部長、李れ久乗を
学ぶ事なり。是の時古楽を学ぶ者おのおの伝授さえん
ぬ。奉唐楽をもつて古楽伝ずして唐の間を伝ずるを
唐楽と伝ずるなり。中華の人、古律より通ずるゆゑ
好みをもつて新楽を作る。是を久しく新楽を用ひ旧
楽ハ絶ずるゆゑ日本人古律を通ずるなり。時伝を伝ずる
作るゆゑ唐楽と伝ずる事唐楽と伝ずるゆゑ
楽をのみ用ゆ。今本邦に伝来ハ唐及高麗
此楽なり。此なる中華ハ唐及高麗
久しく絶伝れりとなり。
○凡音楽の道を知ハ礼記楽記を熟読べし

又尚書論語此楽を論ずるに及ぶ。礼源伝曲
曲礼文王世子礼運の楽の説を考へ、律を考へ
むと欲ス。唐の律暦志律呂新書等を考へ
○本朝楽の名ハ順和名抄拾芥抄よみ
載る三十九あり。今世不伝の楽数凡る三十四あり。中華と
言舞より来る楽ハ日本にて伝る楽也。林歌
絃歌別なり。言舞楽を和楽拾芥抄よる舞楽を
ハ別なり。
○体源抄二十巻猿楽ハ別抄倶記和雅音楽之因縁秘之
唐楽より来る也。其名の中を考へ仁智要録十三冊
第一遊ぶ音楽大臣師長の伝。凡音楽名を
伝ずる曲縁起れ。言楽系統考

和書多く琴を作りて国家を治る所なり

○琴笛を学ぶ者最学ひやすく沢山なる筝やすく

伝授も一筝二筝と云琵琶ハ初学やすくして後難

易筝より琵琶ハ音律に記まし

○今世世に琵琶ハ通亭庵長歌に上る筝のこと

ハ四逆曲の反を数也少考大納言実記卿ハ琵琶に数を

上られし筝も出れてよく洋せられ筝諸邦乗

郢曲おくいつれも出くれらるなるこの人を体よさと記人を

当世此人四世の上よハれ一罪ありて伝海を流せられ

配不出て幸民人皆惜之

○凡乗ハ序破急の三ツ序ハ七数出れ十段を序ハ

相ふる一破ハ出し序破急ハ伝ふる乗ハ常

楽ハ序破急ハ凡乗ハ序破急伝ふるを

一具とする

○五常乗林歌即君ハ三基王昭君等ハ皆縁之出ル所歌乗

謡曲ハ所ハ上ニのおまく此乗ハ大幸乗拍子謡

拍子乗ハ又除急ハ序ハ謡ハ之細蘇利ハ拍子謡ハ之

乗の部之細蘇利ハ次ハ謡ハ之細蘇利ハ次ハ謡ハ之常

乗ハ出る所ハ林歌ハ次ハ謡ハ次ハ謡ハ次ハ謡ハ初

段くして後易一ツ出る乗ハ初易して後ハ

○地歌楽ハ盤渉を和ハ幸調ハ盤渉ハ凡乗ハ

ハ上ハ出ル所ハ此部ハ

○猿楽ハ番の一具ハ乗ハ書乗ハ

堂上ハ出ル人ハ猿楽ハ番の急ハ

○信濃ハ殿戸皇子の物部の連を殺し給ふ故に
なる事のよし古事記源の四ふ尺えうり郷ハ信濃の国也さ
樂まあふ所殊ふ乗もよろこ天皇ハ聖美尊ふ毎年
奏之ハ方ハ方ハ三尊之ハ
こうもの風を殺せ給ふ事ハ
○三尊ハ北の中事物紀原樂の部ふみ
○平調ハ其関ふ平調の徒ておりる言葉ハ
おそ月殿皆偽
○按ハ器埴乗笛ふ
早抓ふ也ふ
○樂ハ絃奏ふ中ふ平調ハ鈴虫ふ長唐ふ
ふ秋ハ武世乗盤ふ

○大食調ハ太平乗按ハ長ふ
ふハ按ハ乗ふ食調ふ
○神天乗ハ和ふ
○順和ふ迦陵天ふ
○郎君ふ和ふ按ふ
非ふ
○和ふ曰会歌ハ大ふ
義会ふ又ふ
○小学組珠寺ふ唐の
其国神調大食調双調般涉調ふ
○按ハの按ふ字ふ
按ハとふ

○神天ハ
○迦陵ふ
○老ハ
○長唐ふ
○義会ふ
○唐の乗ふ
○喚の字ハ
○ハ

所をも用ゆるとの意なるべし

○舞楽初め振鉾とて鉾を出して舞ふ事なれども

是まで初は左方右方のうち垂人いづれか出ることを定め侍れ

ども今は左右共に出ることを定めず

○元亨釈書に尼公忠時の子の[illegible]お表宗氏梅壽は左

○梅壽は青海波の舞楽常に

青海波の舞はこれ梅壽と云ふ人数年人以上を用ひ[illegible]まつりつ是を垣代

と云百人にても用ゆ[illegible]垣代は大中納言もたち

[illegible]古記にみへ[illegible]掛[illegible]垣代の中にて[illegible]

垣代の中にて[illegible]青海波の装束を[illegible]梅壽[illegible]

海波あり

○樂中元日節会の板音楽 胡飲酒 酒胡子 一説あり 日本の

板三説 新靡 日本 [illegible] 延年楽 琴 [illegible] 地久 二説あり

凡二曲を一説とする日本にあるの新楽 市姫好 [illegible] 風俗 [illegible] 貝塚

出る楽 [illegible] 但時々同塚市 [illegible] 出る

○京の楽人若八幡に [illegible] 山の井 [illegible] 八幡宮の [illegible]

○神楽歌曲のうち拍子 [illegible] 大曲と云る大事の伝

[illegible] 又東園 [illegible] 園 [illegible]

[illegible]人の弟子にて [illegible] 曲を学ぶ [illegible] 又 [illegible]

○人[illegible] 曲神楽 [illegible] 採物 榊 [illegible] 神

早韓神 小前張 [illegible] 篠波 雅歌 [illegible] 楽 [illegible]

[illegible] 吉 利 [illegible] 澤瀉 本 [illegible] ○加 [illegible] ○[illegible]

○郢曲も [illegible] 佳辰令月 [illegible] 小辰

東岸西岸 二星適逢 昔八朗泳の四を多く泳ぎ渡るべし
つまり海の陸に八方塞りて先つくるを知り楽笑うべる
るなり

○お摩比多八まず婦人おそれまふ人ともにおりて雑面をそ
紙に自分の顔ばかりなる形を書くるを知りて
おくるを面をきそまふ所のこの為人
陸地多ふ二の為のおりその中央を行くも方をそれるを
以て安産を射てを防ぐまふ為二の為とふ
八尺人おそれまふ静なる所やはり播磨八人おそれまふ陸地に
こゝ通き糸をそれそまふ方を平手八
尺人方をえ紀甲冑を帯しうしろる矢鏡の中なる為
をあり御本魚の形なるものを自己を弓鉄と云およ人の

面のこゝなるものを初八尺人ともに海を渡てまひ海八方を
ぬきそまふ人初ふ方平手の彼方ゝ世みそ方方平手の
急なる海を急を考き胡世手八七人そ舞十人八二の為の四を
さそ舞子と大土為を拾ひそ酒をのみ六人出ゝるものをも
を間を浮遊の祝ゝを海一人のものもあるを四ひそのむ碎て
帰る時を四ゝ以ひ手八酒為ゝ舞の間八久ゝ
納後利二人にそまふ方やくゝ為ゝ退ひ八出磨ふれとゝ為を八
舞手まふ方ゝ方為部もふ一時ゝ手を奏を還塚手八一人
蛇形を拾ひそ方又人為ゝ手を方為紅白蛇を切むひるを
かゝるとゝのおれとゝ八海流為ゝ大会国ひ人八蛇を会ゝ
を為む長形をゝ方て舞ゝ為後為例拾ゝ更葉還塚手八
本の石八見蛇楽ひ四を還為ゝ奏ゝ為ゝ還塚手ひを

改て奏せる由見記にみえたり（續古事談ハ承平中柏胡菩提ノ又文獻通考の還京安流梅ノ記ス）
梅の字をとりてみ獻通考ハ撥ドケリ文獻通考百濟ノ
曰撥ハ出西域婦人ハ猛獸所噬ヲ求獸殺之ヲ此舞ハ象也
○代面出北齊蘭陵王長恭ハ武面貌美ナリ著假面以對敵
常擬鬼形金墉城下勇冠三軍齊人壯之ヲ此舞ハ效
其指麾勝利之容（但之蘭陵王入陣曲 右出文獻通考又半通鑑綱目三年五月）
（有主殺之事ヲ云ヒ）（傳ヲ考ヘシ）おるいの代面ハ蘭陵王のこと蘭陵王ハ
本名高蘭陵王之今蘭陵王の舞に假面をかぶりて鞭をもてるハ軍士を
指揮せ〳〵るをまねる此舞ハ兵人まてまゝ鬼面ヒ〳〵目の
ひらひら〳〵ひらひら〳〵象徴を表ヒ〳〵ひらひら也形ハ蘭陵王
ヒ新羅國の手ハ見へ〳〵

○舞樂の時ハ〳〵て左ハ奈良右ハ天王寺ハ天王寺ハ言葉
樂なり京ハ八ヒ言葉ハ左ハ左右ともに左ハ左右ハ紅也
右方ハ赤黄ハ白ハ紫ハ黄ハ紫ハ左ハ左ハ左ハ紅也
日を表ヒ〳〵左ハ左ハ左ハ

られしるす

○舞楽左方右方ありまつ所北東南西別ニ定ル左方北楽を右方八不舞　右方の楽を左方八ハ吹やまとを右方八高麗楽のこと　左右似ること有ハ右方より林鐘をまつ左方ハ甘州をまつ次ハ右方より林鐘をまつ左方より甘州をまつ次ハ右方より林鐘をまつ左方より甘州をまつ

伯牙琴譜三絃秘利第采乗延年乗哭愛地久匿城乗指路

○譜を書ハ平調を定ル平調の円五音乗三音を定ル

平調の絃ハ雅楽大会調の絃ハ七弦ハ八弦ハ十

秋乗ハ

○文房記唐崔令欽著曲名有夜半乗破陣乗秋乗楊柳枝

相夫嬢流陶塘西江月太平乗長慶乗蔡後合乗蓮葉上人名有

○春宴俳ハ古舞曲又唐ニ有宗令乗工ニ宮商声月令廣義

○史記ニ凡作乗者所以和民感荡滌邪穢醉飽満以節歓

性又曰音楽者所以動盪血脈通流精神而和正心

○漢書曰夫乗者聖人所以感天地通鬼神安万民故能者無不

虚己諫神悅而永流於己海内被化風之輝日新乗不

知所以然

○青海波唐乗也而海内ニ有南宮謙之此曲ニ和而時大納言長峰

卿世事勅命作此節作勅盤海調但謙ハ世尊作ハ平調

○延喜式三年毛ニ成給後筆後彩羅琴ニ載ル黄乗名

ハ皆者〳〵ニ〳〵

○史記ニ帝紀ニ曰舜の廟ニ武德乗を奏ス武德乗ハ高祖の

作ル所之ニ武德乗ハ高祖者名

○又云歌者所以発歴也舞者所以明功之

○唐の宣宗皇帝の大中七年より日本へ音楽を献ぜらるる

唐書にみへたり　玉海に音楽の沿革載せり

○合楽の時琴を弾ずるを試みるに笛を称するとき琵琶を

撫するを云　笙を用ゆる時は其音笙に異笛箏琵琶

箏如此多の此数多の弾おりていつれの手をもちゆるも

乗の時八笛箏琵琶箏如此

○文献通考曰日本自唐以来屢遣貢使三月言桃花曲宴

八月十昔放生会呈百戯其乗有中国百戯二部歌詞雅亦

雕刻而虜俗

○和州吉野の吉水院に古き楽書有書の名部一音楽の

事を多く記せり玉海に採菜老人南天竺より百歩琴源

百歩琴より此琴源を用ひ天皇の御時や始て大琴の公招

に使ふ大臣の大なる姿形かさしまハ紅花の葉を用ひ之招也

さて又曰乗人本八一番てみるけるる大神を招ぶ時ハ大なる琴を

多てゝ○此説によれハ古方大方に琴をもちゆる用ひ天皇

北時よりハ琴ハ又此流のもくるれハ採菜老の歌人ハ伯吉

の神と云説語多尽

○朱子曰聖人作学以養性情育人材事神祇和上下其体要功

效度大矣功

○乗昏云唐明皇天宝乗章多以邊地名曲如伊州甘州之類曲終

繁聲各為入破

○草本子曰大抵乗惟取其和復其乗多悲壮而又不美

○資暇錄今之罷酒三拍浸曲名三基河或云若鄭中有三基名

季倫嘗為遊宴之地樂工倦怠造此怪歌也況蔡邕
自治書市史累迁尚書三日之間周歷三臺朱府公邸嘆音
律 制作此曲
○夜鶴一卷建礼門院右京大夫父伊行作也是国歌
こゝふかく侍る 宮(内卿通重君)高(平朝臣)角(源朝臣)徵(源)羽(源)
物 ○和琴 大六尺寸中六尺下五尺八寸絃三筋 ヲ一二三と
琵琶 絃ハ一乙イ二ニと此の名平乞之也 秘(ビ)言選 凡十比(ホツ)
工下七八節色の図名不詳 此琵琶の後ハ記さず ○箏の字多偏ハかゝぶて
世ふるくよりふるきを永ことのきり
○ことの長夏夫寄 黄泉のけを尼仁の時より六人まさむ
○琴のそこ為る節まゝ川笛次第 篳篥次 横笛次 箏ハ
おのゝ調ひて作りなり。うちなびくなる歌のこゝろ紀の豊雄のこゝろ

河ハまゝりハまゝ〳〵て口二三ヲ吹るあるあ歌ハ歌の
ゆる日ゆるゆるとなるゆるゆるゆるハ法やくとなるゆるゆるゆるゆるゆるゆる
第八ゆるゆるゆる ○唐楽 唐ハ日本ハ唐ハ法ハ
南法ゆ員ハ傳教大師ハ日本人の天ハの調ゆ法ハ
延喜の帝琵琶ゆ琵琶上手ハ事上とすゆ
ゆゆゆ

○日本紀推古天皇二十年百濟人味麻之歸化曰学于吳得伎
楽儛則守置桜井而集少年令習伎儛於是習之得其儛
○續日本紀第五巻元正天皇和銅元年十月辛巳宴五位以上
于内裏奏諸方之技庭燎孫各有差三年正月丁卯天皇御
重閣門賜宴奏諸方楽
○大和舞大嘗会ある時やまとまひ神楽とよりはじめて
天人の舞しるすを尤とす舞姫と女の舞や昔のまを写し
たるを後の舞ハ昔うと後よ天人のかりて授けるさまをうつ
しうつるなり東遊とも見えたりつるの左の呉雅拍萬信
楽吉野の天女と舞しるすはじめ天武帝吉野よりはじめ
後の有夜濱と云三保の松原のまを東遊初ハ後の後ハ
求るうたひあり

○李朝の楽ハ唐土をうつして制するゆえ除人昭られたるを
ある除人の歌和歌ハ大なるの楽も中華より来れ也中華の
楽の祖ハ兼命変典楽と云れは夔を和とをへしとて古をを紹
とせる又除人妙音天を楽の祖神とをるこまつる是佛氏のみる
ある也如音天ハ辯才天女
○朱子通鑑綱目第十巻集説をみるに昔上の楽ハ玉磬琴瑟琴
を除ハ皆堂下の楽也是神祇事第○八音の中にハ絲を
用とは是堂上の楽也なるゆえ必宮殿ハみな堂下の
楽なり
○中華に後世伝楽多し淫靡の声と日本に近世流行の琴
三絃琴ゆうかとみな吳邦より渡り来る諸書に不求人よ
三絃の譜みな三絃の号ありて本邦本年と同し又琴譜あり

弾琴ハ或ハ詳ニ伝ハラズ笛ハ唐ノ三孔ハカラヨリ渡リ来リシ世ノ
海龍ハ和ノ法ニ日本ニテ今ハ雅楽ノ極トスル笛ハ
琉球ヨリ渡リシ云ヒ四線ハ三絃ニ似テ絃四筋ナリ
○胡蝶楽ハ平調ノ楽ニ舞ハル平安物語ニ小鼓ノ囃ハ
箏ヲ除ケリ仲国ノ笛ヲ除ケリ其ノ外ハ悉ク変ル事ナシ
ムカシハ琴ヲ弾ケリ語ル人ノ云フ琴ハ唐ノ王僖ハ大食ノ
しうそ宅ニ来リ琴ヲ弾ジテ世ニ伝ヘリ法師ニ
ムカシハ曲ノ名ヲ付ケリ法師ニ

律

○律ハ日本ニテハ調子ニテ調子ハ十二律ノ音ニ
十二律ノ音ヲ用ヒテ制ス日本ニハ十二調子ノ音ヲ用ヒ
ムカシハ十二調子ノ音ヲ用ヒ今ハ十二律音ヲ用ル人ハ
同シ音ヲ音ニ先律ハ律ニ通ヘ律ハ音ノ高下ヲ利
律ヲ考ヘ八音ノ高ヒクヲ定メ又ノ節ヲ考ヘ
節ハ拍子ニ拍子ハ楽器ニ楽器ハ人ノ性ニ
人ハ高ク低クノ音ヲ分ケ高ク低クノ音ヲ
節ヲ定メテ律ヲ定ム律ハ呂ノ二ヲ云フ
高ク低クノ音ヲ

十三

十二律

土宮 ○一壹 土 十月子
○二断金 土 十二月丑
○三平調 金 一月寅
金高 ○四猪絶 金 二月卯
○五下無 金 三月辰
本角 ○六双調 木 四月巳
変徴 ○七白雪 木 五月午
火徴 ○八黄鐘 火 六月未
○九変鐘 火 七月申
水羽 ○十盤涉 水 八月酉
○十一神仙 水 九月戌

変宮 ○十二上無 水 十月亥

十二調子八八を揃て声を通じ八中より六つ宛八逆六
とかるるなり是を合体と云逆の中六節性の求八れて言る
下変宮ありといへども故なき故毎を他の言と八通ぜず
○性八逆六の合体の名目十二調子此名目をそらんじ覚へ
壹黄 八性 黄平 七逆 平盤 八性 盤下 六逆 下上 八性
上鳥 六逆 鳥断 六逆 断変 八性 変猪 六逆 猪神 八性
神双 六逆 双壹 六逆

○凡乗の聲八五調子のみなれば五調子とんで十二律を兼ねる故
五調子のとよく少熟せ〜

五調子 壹 宮 土 黄 平 金 高 秋 双 角 本 壹
黄 徴 火 夏 盤 羽 水 冬

○五調ハ五行五時に属して宮音ハ土音角音ハ木音なり
黄鐘ハ土音なり黄鐘ハ仁恵なり双調ハ商音ハ金音秋ハ
属しこの琴ハ悲哀平調ハ大仏調ハ徵音ハ火音夏ハ属し
元琴ハ哀楽なり多くハ英雄ハ時音ハ水音冬に属し
其響ハ清和ハ雅楽調ハ宮音ハ土音角音に属しハ
響ハ哀しび悲しみ徴ハ下ハ哀しみ羽ハ
宮商角徵羽の五音ハ五行ハ五色ハ海内ハ
こゝ見ハ色ハ色ハ五音ハ五行ハ五色ハ五音ハ
伝て元音ハ福福ハ生ハ生ハ平調の琴なり
人ハ方ハ方ハ宮商角徵羽の別あり十二琴とも
ひくのこゝ
十二調ハ琴ハ一つ一人ハ上無まて元琴と

吾ら鼻音にて引て伝ハ直ハ場所なく花城ハ人ハ
如ハ此ハ元律の名を無ハ云ハ名ハ習ハ初学の時ハ花城より
平調まて無ハ上無まて ハ ハ ハ中の六律あり
○物の音ハ高ハ人ハ物ハ花城ハ元ハ間ハ時ハ言下
みなハ形ハ物ハ律ハ音ハ種ハ形ハ下ハ
いハ物ハ拍ハ定琴ハ物ハ心ハ伝ハ
○人の琴又ハ物の琴ハ北調ハ
して俗律ハ元
○十二調ハ甲乙ハ別あり
○凡人の常ハ言語の地音ハ
る元ハ必調ハ高ハ生ハ地音ハ律の音ハ

○人の音初めく浅ひさく成ぬれば此性の人々の
こゝろふ迫さたる氣あるをみてうるさく初ひさしくいへる場
合るき琴の調此性は常ふるをうるあふ退ることし
○もし内者性沈調平調内ハ大食ゲ合調性調変陰
有此調
○平調の乗のゆふは五音和合調子も亦然り
○人と語るに此方より形ある詩を云ふ中にて人と
ものをいふるに不決とをもひて稱ふ云ふ
なる琴と人の言ふる琴とを合わせて言わばいふ人も
同心なる時は稱琴と和して同心せざる
時は此方より云ひうる琴をとりて和せざるものなりたと
言ふ共同心なるとこゝろ心底同心なる時は琴
の音と我心ひとつなる音と不合なるの心中ふ和有て和
せざるなり
○律も鍛も生れつきて能通せる人ありて
性と習ふの二條ありこれハ天理を知るべし
○古人楽をもつて徳を建ることを云又琴を音を通ふ海を
とゝのへ豈虞語ふんやとよく音律ハ海を以て只管乃
声を学ぶべきを律を定むるなり多國の廣異
を考るも亦考をみるべし豈孔子楽をなし
其國の風を考るに晋の師旋の音我学ぶべきの廣異を
考へ少も皆遠るもよく我人の音を学びて天の和を
知りて生れの音を考へて人の長所性情吉凶福禍を考へる
多歌の琴を学ぶも方遠へ詩の琴を学ぶを方ハ天の時を

明の道さハ法面なりと雖ども〳〵鼓の音をきくことも言るさハ
天の時やひさきハ見面なり〳〵
○寸付よ也絃あり寸法あり〳〵寸付とハ絃又
十二箇所ハ箏付も同〳〵法なりしかさ
を知やすきすなりけりとなり
○笙尾州君〳〵弟士侍和長為能伝樂笛之笛通音律
伝二付者其長三寸許伝十二調子有十二孔名孔之傳書調子
之名其外書高下譜十二律及十二寸付不毫錄献之於
天子者嚴感樂人方用而懐〳〵此伝雅別一
○下無号孔吹調上無号孔調換義ハ
○音のかるさハあるなめるさハさるなり

樂笛通論

○三絃 箏 琵琶 ○三管 笙 篳篥
笛 ○三鼓 太鼓 羯鼓 和鼓 鉦鼓
○凡樂器三絃三管三鼓のハ無〳〵神楽ハ笛を
用ゆ笛と云ふ〳〵〳〵常の楽ハ不用〳〵
こ〳〵ハ楽器多〳〵日本よハ大のみよハ
○琵琶箏ハ〳〵〳〵五常楽ハ〳〵て初学の人まなび
やすく太平楽ハ〳〵〳〵て初学の人まなび難〳〵
五常楽ハ学ふの術久〳〵て〳〵高雅〳〵いふ〳〵
静〳〵て〳〵曲節速迫ふ〳〵〳〵凡五常楽を校て
ひ〳〵と〳〵ふ〳〵ハ和平も静なるハ雅〳〵三重なるも他のもの
〳〵さ曲ハ方けれども雅〳〵太平楽ハ〳〵学ひて悔い

深〳〵やうく出来やうく上るめれて仕ゆ
○凡乗こ拍子八拍子の別名定拍子を云ふ一ツあり
四拍子八并三譜より左数を云ふ其次の譜より其譜迄
并に次皆四つ〳〵拍子八拍子八并三の譜より左数
并初め并左より右へ〳〵八頁そうつを左右八ツ〳〵ホ〳〵
時も拍子の始りよりよりて〳〵てうつ四拍子八拍子を云ふ延〳〵○絃
はうしく時八躍色八何の手も初ようしく第八八拍子八
并一の左数より付る四拍子八并二番の左数より付る躍色よ
り八拍子付る云者乗八拍子なる少上段の并三の譜
初の乙乙の上の乙より笛を付る絃角乗八四拍子なる付る
譜の并七の乙より笛を付る太平乗八四拍子なる都并二の
左数二の上の一より付る○凡箏絃合乗の時八先〳〵初より

笛を次絃角乗なる八并二の左数より笛を付る并七の譜乙乙
の上の乙より乙を付の乙乙乙の上より笛を付る并八譜場の
乙より躍色を付る笛八躍色の次の譜より付る都角乗
時八八再返の時并譜凡より付る笛八いつれより始る付る○或八
笛と躍色み笛と笛まて并二の左数より躍色笛を
付る笛単と躍色笛も同〳〵○三巻急笛五譜より
初て左数を付る其場八四拍子又林歌八并六譜より左数
を付る此二楽八他例ホ八れう是ホ八れう是也
○左数八何の乗ても初通ても八れ若の為ものだも三譜ても
右八大ふう譜一ツさ程ふく〳〵うつ右大ふう譜の四の時八初
通ても左ふく〳〵かさ程ふく〳〵ふるものれ若八本拍子の乗
何ても絃角乗ても八先凡一の一ふう右を乗七ても右を乗七

○張弦の事の返抄にて方一通の内笛と笙とは先々止て
ひとしく箏琴琵琶箏琴おなじく箏琴も常にうく逐一の留
ハふしなりて弦をくゝみ弦をハ上るの作事に次よ箏琴
もや矢を張ふ矢をやめ琵琶はうゝにかけて弦を
絃ふ矢人箏と弾やゝれハ琵琶をえんや矢て箏はうゝ
をひくとる是絃なり

○楽の弾方の字ひかハ弦をうつ撥の撥の字なり
○言葉笛ハ横角ゝ小之形ハ似ゝ弦をうつ言葉
琴を用也弦の琴ハ不用

○箏琴ハ桜州字土母の芦を用てうゝ

○琴のことハ日本のひいる延喜式雅楽寮ハ琴を記
して琴一面七尺七寸とけり弦の長さ事ハ源氏

物語抄等ハ多くみへうゝ源氏物語宇治ハ琴
の弾のをひけり日本の琴ハ弾ゝ弦をうつ
六ハ弦ハ弾ゝ弦をうつ人ハ今も有人ハ
長唐ハ中華ハ弦を弦ハ弦ハ弦ハ
ひく箏ハ弦ハ弦ハ弦ハ弦ハ弦ハ
九琴ハ六弦ハ弦ハ弦ハ弦ハ弦ハ

○琴ハ桐を用て琴を作り作ハ弦ハ弦ハ
北琴ハ弦ハ弦ハ弦ハ弦ハ弦ハ
と云て箏ハ弦ハ弦ハ弦ハ弦ハ
作ハ弦ハ弦ハ弦ハ弦ハ弦ハ
六合也絃ハ五弦ハ五弦ハ五弦ハ

○和琴ハ唐ことゝゝゝゝゝおつまことも以て古ゝゝゝゝゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

靡北乗とよる八三絃の曲を合せてうしなせり八指指按八頁字
二年七年以来七年北乗を用ゐる事あり
○古乗の箏琴箏をひく時大指の甲白亀甲大拇指与合指
曰鶴嘴左手甲白雪翼左手大拇指与合指曰鶴嘴
○曲礼君子無玉不去身大夫無故不徹琴瑟
○右方丈庭の時留る簫笛を用ゆる簫乗以ての故之笙ヲ
林弦を三年乗をれ之笙ある八者の之舞楽を八笙匏
○絲竹と雅楽ハ古乗ハ以ての之ヲ其已変ヲ而事是変
者猶此一段以書事世〻音や仰人ヲ子世〻人変化性
情欲望以乗ヲ乗ヲ之此陶冶〻

箏

○箏陸法言の切韻曰箏ハ秦の蒙恬ノ所造風俗通曰箏ハ
秦声也而五絃今十三絃不知設作隋音乗志云箏ハ十三絃
不識秦声蒙恬所作也傅玄箏賦序曰世俗蒙恬所造今
観其器上崇似天下平似地中空準六合絃柱擬十二月設之則
四象在焉之則五音備焉斯乃仁智之器豈蒙恬造哉開思
哉今諸乗箏並十有二絃他乗皆十有三絃軋箏ハ片竹因其
端而軋之箏則用骨爪也子路代指
○阮瑀箏賦云長六尺以應律数絃有十二象四時植高三寸
象三才
○公箏十三絃定律法
平調律

一 二 三 四 五 六。七 八 九 十 斗 ゐ 巾
磬 平 下 双 黄 磬 上。平 下 夾 磬 上 平 下

隔八相生
必八逆六

平 二 五 二 四 四 六 三 六 三 五
甲乙 乙甲 乙甲 乙甲

壹越調 呂○柱二前

一 二 三 四 五 六 七。八 九 十 斗 ゐ 巾
夾 夾 夾 磬 夾 平 下。夾 磬 夾 平 下 夾

双調 呂也 去生

二 五 五 三 三 六 六 四 四 七 三 八
八 去 甲乙 甲乙 甲乙 甲乙 甲乙 甲乙 甲乙 甲乙 甲乙 甲乙

盤涉調 律 柱二前

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 斗 ゐ 巾
下 磬 夾 平 下 夾 磬 夾 平 下 夾 磬 夾

相生与平調同夾磬高低 但三調子皆ゐ徒 ○一五は去 二七は去 ゐは甲乙 七ゐ和ゐは甲乙

黄鐘調 律

自一至四皆甲
一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 斗 ゐ 巾
平 夾 磬 夾 平 下 夾 磬 夾 平 下 夾 磬

双調 柱々列如去調

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 斗 ゐ 巾
双 双 去 平 双 夾 磬 夾 平 双 夾 磬 去

○張中野氏琴譜 雅楽十三絃一本箏譜 但箏柱斜列
差如尺寸々薬玉譜十三絃柱 唐行斜と云れる箏の
柱のごとく 九箏の柱八唐行なりとあるものゝみ古人の譜ふ

十三絃上調子音高ク低ク弾ク音ノ高サ音ノ声ノ如シ

○候擂笛紙上感ズル所下勅宛ノ書紀家紀ノ和歌家移風易俗慣同人倫ノ皆苟ノ笛者也

○日本ノ八命婦所笛ノ者ト云ヘリ人ノ笛ノ音山ノ音人ノ

あひて笛ノ音ノ音ノ音調ノ音ノ音ノ音

くゝて中ゝる絃ハ沈尾と云ふ一絃よりあの糸指を沈角と云又
雲角と云左の方糸指をうりたの方を云ふ沈尾と称ふ云ふ西ふ指形
なるを云ふを俗ふ天人冠と号し指形のまハりゆるふちを玉緒と
云ふ中ゝ れを素琴に八ゝ
ゝる板を曲板と云十三絃八象十二月及閏月凡琴の板象なり
板七十三あゝ板の字和名古止知ことちの矢ハ長の形を云
絃ふと云八雲形ふ白ことの絃ふ板のあゝたゝ形をハいふを
と云や糸通ゝと板の目と云ふ上ゝ下ゝを鶏目と云ふ
沈ゝゝるを表と云裏の穴を鞠形と云又音穴と称ふ又ニハ
たゝの穴と云凡琴を一面と云琴を一絃と称ふも
可なるべゝ
○男子の琴をしくよハあゝて左の巻を
鞠形のあるを

左巻の上よりせ右の緒陽と琴の沈角と云ふ
右巻ハ絃の上方の方にわくへゝ
○妙の琴をしくよハあの時を廣の下に志ゝたゝて
しくゝあ琴を云ふ沈み緒を
○琴を深ふるよ先ハ調と云ふ
事ふるを陛陛まてハ
ゝ調のゝ
○律平調 天鏡 壁 海 角 法 云ハ絃
七ゐ 中指大指 十日 リ
五十 中指大指 リ
七 九九 大指
巳 中指 八 大指
五七 中指大三 夾 中指大指 二七 リ
一 中 大 五
七 大
二巳ゐ 中 金指口 大指 七 リ
二 中
金指先金指次中指を引てゐ絃よりけ玉ハを引て七の絃よりみ玉
下のあと七とを挽ゐ
先二を帝して巳指を帝して大指の方
よりもを引て絃ゐ

○呂　吉絃　双調　西用　呂六八急ヲ用ヘシ

（大指三ツ連組ノ所ヲ用ヒ）　中指　大指　中指　大指
中　六　七　八　大　八　七　七　中　六　中　五　十　大　五　十　中　五　十　大　八

みをさだめてさぐるべきのことは律八ヲ吹ベシ　もしまた吹ハ八ヲ吹ハ八ヲ吹ハ八ヲ

平ら戸の方より八槽と云へるの筆の後より槽槽深如相彫
彫と作る是戸ホ公筆と共に相違あり
○公筆の相を戸ヘリ又ヘ〳〵古欽
定家よりこれの相を八はゝ〳〵ゆるの尾と云ひ
此の間の御筆を仲実の筆なれ
○筆を以て書八を限る所よりこれを初て相とも云ひ八
を彫中間に彫おりおく使ぬるゝ様に八九八を彫八
なのゆゑ相をかりて平十九八とひく〳〵此旨餘之
○大字平字中間の初筆ゲ字ビイイ九寸三のイにて九寸ゲ字
下八八を抓〳〵下の脇音五五九八の二字小
○相歌の寸一リ九二九リリの平八巻の小九より無し巳
相ふ河ぶ〳〵おりてさるはりて巻をゝ〳〵廿二リ九二

九二リ九二八上の寸一行の末ゆをりおりて九二の右のゆゑ
中ゆゑはけて小九九のかゝらふゆゑゆゑの巻八本ねるゆ
ら除一と九二の中間ゆゑる一をゝるゆゑおりて九を書ゆゑさる
四ゆゑ○寸二の除の下も九八巻。是も上の一おりて一とやとの尾
巻を入ゝ八小九ゝ。八八下此除ゆゑ除ゆゑ一リ九二九リリの十九八の巻。
一九二八ゆゑ除平の〳〵らよりゆゑ位ゆる平ゆゑ初ゆゑ
除の一ゝ平の三速皆め此。凡一下ゝの一の除よゆゑ巻。一のち。
よゆ中ゆ平ゆゑおりそつけて巻。但九八小九也九ゆゑ八
巻ようゆゑ〳〵下の巻皆め此ゆゑ〳〵九と十との尾
九をゝゝそあと九ゝゆゑさるゆゑ
○公平の時御筆ホ八上除の初ゝゝゆゑ公筆をひき初ゆ除八
これゆゑ〳〵

○此法ハ第七第十第十一第十二第十三第十四第十五第十六第十七第十八第十九第二十第二十一第二十二第二十三第二十四第二十五第二十六第二十七第二十八第二十九第三十第三十一第三十二第三十三第三十四第三十五第三十六第三十七第三十八第三十九第四十第四十一第四十二第四十三第四十四第四十五第四十六第四十七第四十八第四十九第五十第五十一第五十二第五十三第五十四第五十五第五十六第五十七第五十八第五十九第六十第六十一第六十二第六十三第六十四第六十五第六十六第六十七第六十八第六十九第七十第七十一第七十二第七十三第七十四第七十五第七十六第七十七第七十八第七十九第八十第八十一第八十二第八十三第八十四第八十五第八十六第八十七第八十八第八十九第九十第九十一第九十二第九十三第九十四第九十五第九十六第九十七第九十八第九十九第百第百一第百二第百三第百四第百五第百六第百七第百八第百九第百十第百十一第百十二第百十三第百十四第百十五第百十六第百十七第百十八第百十九第百二十第百二十一第百二十二第百二十三第百二十四第百二十五第百二十六第百二十七第百二十八第百二十九第百三十第百三十一第百三十二第百三十三第百三十四第百三十五第百三十六第百三十七第百三十八第百三十九第百四十第百四十一第百四十二第百四十三第百四十四第百四十五第百四十六第百四十七第百四十八第百四十九第百五十第百五十一第百五十二第百五十三第百五十四第百五十五第百五十六第百五十七第百五十八第百五十九第百六十第百六十一第百六十二第百六十三第百六十四第百六十五第百六十六第百六十七第百六十八第百六十九第百七十第百七十一第百七十二第百七十三第百七十四第百七十五第百七十六第百七十七第百七十八第百七十九第百八十第百八十一第百八十二第百八十三第百八十四第百八十五第百八十六第百八十七第百八十八第百八十九第百九十第百九十一第百九十二第百九十三第百九十四第百九十五第百九十六第百九十七第百九十八第百九十九第二百第二百一第二百二第二百三第二百四第二百五第二百六第二百七第二百八第二百九第二百十第二百十一第二百十二第二百十三第二百十四第二百十五第二百十六第二百十七第二百十八第二百十九第二百二十第二百二十一第二百二十二第二百二十三第二百二十四第二百二十五第二百二十六第二百二十七第二百二十八第二百二十九第三百第三百一第三百二第三百三第三百四第三百五第三百六第三百七第三百八第三百九第三百十第三百十一第三百十二第三百十三第三百十四第三百十五第三百十六第三百十七第三百十八第三百十九第三百二十第三百二十一第三百二十二第三百二十三第三百二十四第三百二十五第三百二十六第三百二十七第三百二十八第三百二十九第三百三十第三百三十一第三百三十二第三百三十三第三百三十四第三百三十五第三百三十六第三百三十七第三百三十八第三百三十九第四百第四百一第四百二第四百三第四百四第四百五第四百六第四百七第四百八第四百九第四百十第四百十一第四百十二第四百十三第四百十四第四百十五第四百十六第四百十七第四百十八第四百十九第四百二十第四百二十一第四百二十二第四百二十三第四百二十四第四百二十五第四百二十六第四百二十七第四百二十八第四百二十九第五百第五百一第五百二第五百三第五百四第五百五第五百六第五百七第五百八第五百九第五百十第五百十一第五百十二第五百十三第五百十四第五百十五第五百十六第五百十七第五百十八第五百十九第六百第六百一第六百二第六百三第六百四第六百五第六百六第六百七第六百八第六百九第六百十第六百十一第六百十二第六百十三第六百十四第六百十五第六百十六第六百十七第六百十八第六百十九第七百第七百一第七百二第七百三第七百四第七百五第七百六第七百七第七百八第七百九第七百十第七百十一第七百十二第七百十三第七百十四第七百十五第七百十六第七百十七第七百十八第七百十九第八百第八百一第八百二第八百三第八百四第八百五第八百六第八百七第八百八第八百九第八百十第八百十一第八百十二第八百十三第八百十四第八百十五第八百十六第八百十七第八百十八第八百十九第九百第九百一第九百二第九百三第九百四第九百五第九百六第九百七第九百八第九百九第九百十第九百十一第九百十二第九百十三第九百十四第九百十五第九百十六第九百十七第九百十八第九百十九第百第百一第百二第百三第百四第百五第百六第百七第百八第百九第百十第百十一第百十二第百十三第百十四第百十五第百十六第百十七第百十八第百十九第百二十第百二十一第百二十二第百二十三第百二十四第百二十五第百二十六第百二十七第百二十八第百二十九第百三十第百三十一第百三十二第百三十三第百三十四第百三十五第百三十六第百三十七第百三十八第百三十九第百四十第百四十一第百四十二第百四十三第百四十四第百四十五第百四十六第百四十七第百四十八第百四十九第百五十第百五十一第百五十二第百五十三第百五十四第百五十五第百五十六第百五十七第百五十八第百五十九第百六十第百六十一第百六十二第百六十三第百六十四第百六十五第百六十六第百六十七第百六十八第百六十九第百七十第百七十一第百七十二第百七十三第百七十四第百七十五第百七十六第百七十七第百七十八第百七十九第百八十第百八十一第百八十二第百八十三第百八十四第百八十五第百八十六第百八十七第百八十八第百八十九第百九十第百九十一第百九十二第百九十三第百九十四第百九十五第百九十六第百九十七第百九十八第百九十九第二百第二百一第二百二第二百三第二百四第二百五第二百六第二百七第二百八第二百九第二百十第二百十一第二百十二第二百十三第二百十四第二百十五第二百十六第二百十七第二百十八第二百十九第二百二十第二百二十一第二百二十二第二百二十三第二百二十四第二百二十五第二百二十六第二百二十七第二百二十八第二百二十九第三百第三百一第三百二第三百三第三百四第三百五第三百六第三百七第三百八第三百九第三百十第三百十一第三百十二第三百十三第三百十四第三百十五第三百十六第三百十七第三百十八第三百十九第三百二十第三百二十一第三百二十二第三百二十三第三百二十四第三百二十五第三百二十六第三百二十七第三百二十八第三百二十九第三百三十第三百三十一第三百三十二第三百三十三第三百三十四第三百三十五第三百三十六第三百三十七第三百三十八第三百三十九第四百第四百一第四百二第四百三第四百四第四百五第四百六第四百七第四百八第四百九第四百十第四百十一第四百十二第四百十三第四百十四第四百十五第四百十六第四百十七第四百十八第四百十九第四百二十第四百二十一第四百二十二第四百二十三第四百二十四第四百二十五第四百二十六第四百二十七第四百二十八第四百二十九第五百第五百一第五百二第五百三第五百四第五百五第五百六第五百七第五百八第五百九第五百十第五百十一第五百十二第五百十三第五百十四第五百十五第五百十六第五百十七第五百十八第五百十九第六百第六百一第六百二第六百三第六百四第六百五第六百六第六百七第六百八第六百九第六百十第六百十一第六百十二第六百十三第六百十四第六百十五第六百十六第六百十七第六百十八第六百十九第七百第七百一第七百二第七百三第七百四第七百五第七百六第七百七第七百八第七百九第七百十第七百十一第七百十二第七百十三第七百十四第七百十五第七百十六第七百十七第七百十八第七百十九第八百第八百一第八百二第八百三第八百四第八百五第八百六第八百七第八百八第八百九第八百十第八百十一第八百十二第八百十三第八百十四第八百十五第八百十六第八百十七第八百十八第八百十九第九百第九百一第九百二第九百三第九百四第九百五第九百六第九百七第九百八第九百九第九百十第九百十一第九百十二第九百十三第九百十四第九百十五第九百十六第九百十七第九百十八第九百十九第百第百一第百二第百三第百四第百五第百六第百七第百八第百九第百十第百十一第百十二第百十三第百十四第百十五第百十六第百十七第百十八第百十九第百二十第百二十一第百二十二第百二十三第百二十四第百二十五第百二十六第百二十七第百二十八第百二十九第百三十第百三十一第百三十二第百三十三第百三十四第百三十五第百三十六第百三十七第百三十八第

あつめ此をれハそけさを

○潛確ハ古隆寛者ハ廣田ゐ瓜隆く祖之樣瓜書ゑ
山詩云十二字隆寛筆清甲書卯杜詩曰清甲隆寛用
筆ハうつ〻ゆ瓜ゑ廣田を清甲を用るとみてう
○筆のさ〻〻きのるゝ〻〻の字ハさるゑ〻〻初と書とハ
ほそく中ハ大ゐゑ〻〻

○ものゝ結ひあるゝもうつ〻〻ゆくあるゑ〻〻
ゑ稜の時中指つよくゆるゑ〻〻ゆるゑ〻〻

○さ〻〻〻〻さの時ハゑをうつふをひらけあるゑしく必ふ瓜の
時ハ大指をむ〻のうふ〻〻〻〻て川逆之見必逆お對セて

○さ〻〻〻〻さるゑ〻〻ふおゆて左ゑめて〻ものまう必之
小瓜ハ先う左〻めて〻ものまう逆之

○食指ハ瓜ハ〻〻結よかゐる中指ハうを瓜のゆの指のはをおゐる
大指ハ瓜の指の指をゐるゆふくかゐる逆ぶゑハ者記ゐ〻
貧者の筆学筆瓜ゐゐうゑひくゆ〻声ゐゐて必ゑ

○小瓜ハ大指を海くゆ〻て上ゑ指ゆるゐよ向ゐゐ
〻ふハゐ〻

○さぐ〻〻ゐふう紀ゐるふ大指中指一ゐふ六結ゑ南今〻初筆
北時結指をゐ無ゆ〻先大指をゆて食指中指をゆゐる
ゐゆ〻ゐ〻ゐ海ハゐゆ〻ゐふ〻〻

○すぐ〻〻ゐふゐるをゆゐゐるゆゐとゐるゆハ
ゆふ瓜大指と食指中指をひゐゐはゐくのゐゆぶゐの海指
ゐくゐ〻追切〻ゐゆハゐ〻ゐて瓜ふゐゐけて只一ふゐ
到て川ハせゐゐ〻〻小瓜もゐゐめ〻〻ゐて〻

○連ハ六指を長指のそばにおき、五指を高くして四指の背をそ
ばをつけて左右に出し、大指の爪をうちを用ハ
うつる大指の爪にて爪を三ハ三ツ音幽微
なるを要力を用ひて強くうつる
○左右ともに早掩とも云ふ絃を左手ハ大指中指二段あるべし
絃を中指ハ少ク上て大指ハおして絃を左右ともに指よ
りて左右おしゆ中指ハ大指の第二の節の内にあるべ
きなり
○大平乗中段八の下九八二段賦下ろう連とすべし連と
せざる時ハ左右ともひかり指を用ひべきなり
○凡連ハいつくろう初めを用ひてよりてみまりかも
そのかさりハあり此のうちにふかくて絃つまるまふ歩ハあり

○第北条を三段めつけ指されやうに認角の所と
ふかうろ所を三段目にあるとしをぬくしを考へうてよし
条の形象ハ左右ともにあるべし凡法よくひさ
るるなり形絃ハおゆるくを考へ三段陽少なるを
法て又左右ともあるよし
○左右かさりかさりふ七絃より上ハ法ようくりへ七絃ろう
下ハ陰ようくり不絃ハ音よりあるべし七ろう上ハ乙
如少なるひさくもろう下ハ甲ハ乙を紀乱よ極くひ左右ともに
○左右ともにふかさるふ中指を強ハ絃毎よりろ絃よ陽ろ指し
左右ともハ中指ハ少くろ紀中指ハおゆるるを陽ぜ
べしみまりゆるやうるるをもあり
○公平ハ絲会者を紀伯拍の拍ことを接会者を

按ずるに世代をゆるさるる義なれども
調合せざるべからず

第律

○第七第八第九の絃を八先生まで変ずるように調ふ
平調なれば第九第二を平調にして第八を
黄鐘とし第七を盤涉とし第六を上無とし第五を下無とし下は上の
調子の絃と若しくは合せて言を同じくしてよく律管を用ふるなり
第一より六の内まで律管なくば七より中までの管ふまる同
律を律作まで合せて一より六の管の律を調ふべし
是は決定実絃ふまる絃を用ひぬなり
○平調のごとく八二より巳六まで律を定めて版七より下は

皆上の絃と同じ巳絃にて六絃にて合せて おなじ二七三八
四五平六平七なる中に一に場に定べし此図同律なれども甲
乙は呉と二より七八なるべし七より九なるべし
中八なるべし 略も示ず

○壹越のごとく二より七まで調べ壹越二と八巳と九ゐと平六と平七と為八と中
かくのごとく六の第八合せ是ゐ言ふなる平調よりみるべし位
一と二と同音

○盤涉の八合せ八二七三八巳九ゐ平調のごとく盤涉と同じ

○黄鐘の一と二と同音甲乙なり 黄鐘八三なる甲乙

○平調の時一絃と六絃と同音甲乙なり故平調の七音三
あり皆高低を逐て巳乙ゐの巳と同音なり

○律をよく学べば律管を逐ひ用ゆるなり故に此逆六の

陽ハおきを以て律を調ずる也。但陽ハおきを多きるの心を用ゐるの
久しかるべきの八ツ也

○凡ハ逆六の調の時五調子の内平調黄鐘調ハ用ひ此三律
五用ゐ同法也平調双調ハ五用ゐ五用ゐ同法也

○箏の調音定るに相互の方、よる所也平調次に双調黄鐘調
を以て調ずるハ定下しを相互よる所也次に盤涉調ハ十二律の内ひきく
声の到ればなれども中を用ゆる所也高し世俗ハ
ものを平調ともけさを

○絃を門合ふ事の所ハ絃音なれハ合ずれハ
絃音なれども絃音を門合へし

○同笙の譜の下に箏の十六ハ十六の内一の内声なる
言下九有不同又同工ハ平ハ

二ツ下ハ九ツ也ハ平ハ

○箏の絃を箏の譜を合せるに九ツくして十平ハ平ハ五孫
卑きを中の内人の声有ハ不定ハ長言ハ調子の内巳彦
而不用甲声ハ有言ハ者却テ低シ

○箏の絃の調子を中の人ハ三の絃と六に八三の絃巳の絃
を中の絃を合せて調子を調ずるを考へし
中の絃の調子ハ中の絃ハ中の絃ハ中の

○絃の声ハ調子をきくに絃と律ハ一時ハ合て合ずを
知ず為編の事又一時ハ為て先絃を用て後に律
をきく人ハ絃を吹て吹ハ混雑して
ひきさく　ある方ハ心ハ中ゆ中ゆ中ゆ

手を立てゝ左を示すやうにすべし　三位間合てうれハ調子の合と
不合とよく分ゆゑ拍子すなはち結と引合せて高低を心
得るよ初学ハ必ず拍子ハ結と引合せて高低を心
○琵琶筆の結と琴の結と天の時ハ少乙より四へ五の時ハ
甲ゆきとなるべし
○結の結とさう丈合する時ハ甲乙
ゆきなれて少し拍子を早くしてみるべし
○筆の結を琴の結より上ハ合て元拍子上
なるゆゑ元に戻りやすく学ぶべし
医学拍子をもて元丈合て調子を知るべし
○筆の結と調子の結丈合する時ハ初結より次の結より
引合せて高低を合せ九八分ハ初の結より引合せて合せ高低を

一度ハ引ハ合てうと考へ考へ上結より引合せる分
ハ引よりけれとも中分ハ合てうと考へ引合てうよし

筆押之

○凡琴をさうさうとふるうる時ハ下ハ八也下無ハ乙ハ也
ゆゑのうる時ハ拍子なれハ中乙ハ必押也
○押ものの時拍子ハ琴の凡筆を除ハ琴に九の上結の
上ハ四九ハ大拍子食拍中拍の三拍ハ結より長合し押時ハ合拍と
中拍と二拍を用て打て学ぶ琴ハ拍子ハ力と不用
ゆゑ人へ学ぶ時ハ学ぶもとの数結の上ハ四九へ学ぶ
拍子力を用ゆるゆゑ
○琴屏手ハ結の凡一ハ九結押入と押入と九ハ九結を除く
打て筆ハ甲ハ打ハ他手ハ筆也ハ和ハ皆甲ハ

おしなをしてかくおしたるものの中ひもくらをなして

○押しものの中十九八寸のものにてはしたにてをとめる或は下まで

そこむ地にて十下九八四九の手にて不皆押るめ此又凡の位にても押ス

と云説あり林彩の凡二十下十凡皆押と云説あり地にて十

下八小凡にてあるべし

○凡結を押せば七條を書くあるあるを押八皆此ならるあるまハ

せむるべきなり

○押ものハ結のうをにて四くあるべきなり

○諸王八皆押入ニ合結中結あるを押ハ大結を右用

結ものの多くしてまく地ものの学ひ紐を八諸王を書くハなり

○原氏をめのをふうゆのてとうゆのうとうゆうとハ筆をもく時

たのものをあるべきなり

○十九ハ押ものの中の中を押ハ凡押ものあるく押ハ皆結

書をもるをあるをハ中のの中あるを結をあるをハ押入ハ多

く地ものを結をして結を用凡の凡の結をあるもの結

○諸王の押ハ皆ニ結を用凡押時大結にて八結を用

ゆの合結中結ものを結をして結を用

○八を中ニ時結ハ下無を結を凡結をうゆ

ゆうをれを結ハ中ニ結をうゆ

○中九ハ押ものの中の中を押ハ凡押ものあるく押ハ皆結

書をもるをあるをハ中のの中あるを結をあるをハ押入ハ多

く地ものを結をして結を用凡の凡の結をあるもの結

○諸王の押ハ皆ニ結を用凡押時大結にて八結を用

ゆの合結中結ものを結をして結を用

○八を中ニ時結ハ下無を結を凡結をうゆ

ゆうをれを結ハ中ニ結をうゆ

琵琶

○風俗通琵琶出代帝嘉所作不元之姓出蔡邕家
姓曰烏孫之遣之上保之秋石曰知知胡中馬上
所持石崇以理琴之主妙烏孫今琵琶之作也
慰其心

○秋石雅手前曰琵琴手知四琵因ん石風俗
通云琵琶長三尺三寸法天地人五行又四絃象四時
支文弦象曰月下逆抜曰琵自上以抜曰琵琶確
抜云琵琶一名胡琴

○日本書世の琵琶は寸法定り有り大抜長三尺一寸
横のやうにひろく和尺二寸或尺三寸まつる
厚さ二寸下はよりうすく逆式三寸五毛

三琵琶一面長三尺七寸

○琵琶の名所　海老　海老尾　海老の尾　海老の尾の中ほどの又いとくらもの
にみそ　兎眼　海の上の絃とうるる　海の上の絃　海の上の絃　海の上の絃
海　海の上の方ありて　海面　海の面　海の面　海の面　海の面
海　海の上の方ありて　海面　海の面　海の面　海の面　海の面

○調琵琶法

平調　一乙平　二乙壺　三甲平　四甲黄

先心律を調定申三絃調子平調○次調申絃第三平

調甲ノ無声一絃ヲ除テ為子調乙ニ属シ自甲生ジ乙也
凡律同則甲乙ヲ近ク有甲乙互ニ生也另矣○調第四絃
以大拇指按第四絃子調之則為黄鐘乙以属無声四絃ヲ
除第四絃ヲ黄鐘甲ニ属シ自乙而生甲也○調第二絃
以大拇指按第四柱之ヨリ与第三絃之子調甲ヲ除テ為子調
乙ニ属シ後準指別為盤渉乙○大会調与子調相同

壹越調 以子調為基

一黄乙 二甲 三平甲 四黄甲

○先調第二絃用律管定之○法以大拇指按也則為壹越甲ニ属
与第二絃ヲ除テ為四律自子調而転移也○調第二絃以第
四絃黄鐘甲与第一絃ヲ除テ為黄鐘乙○第三四絃並与子調
律同○凡壹越調毎絃以律管定而増律或四五調ヲ並為
此方ノ

盤渉調 以平調為主

一乙下 二乙 三平甲 四黄甲

○調第二絃按子調也別為下学ニ以属与第二絃ヲ除テ為四律或以大
拇指按斗与第二絃ヲ除テ為盤渉乙為四律下未按別為下学乙○第
三四絃並与子調同律下未按別為下学乙○第
毎耳

双調

一双乙 二黄 ク 上双
黄鐘 一黄乙 ク 乙 ク 手 上黄

○撫面定ヲ手ヲ除ル大拇ヲ手ヲ除ル子ヲ除ル
別ヲ中ヲ除ル指ヲ除ル小ヲ除ル撫めんのほけ除ル
除ル八ヲ除ル五ヲ除ル五ヲ除ル
きのこ除ヘシ

○篠笛のもき二尺ヲ三ヲ七ヲ五ヲ三ヲ二尺ヲ三ヲ七ヲ五ヲ三ヲ二尺ヲ篠笛の

付而ハ掛合ふあり方各〻まちまちなるべし

○股のもさ六寸ばかり接ハ手のひろさ二寸ばかり許 尺 木を用ゆるなり〻ハかくみなるとき絃のかゝるなりあるべし

ゆゑ故さもあるかとそぞろなるよし

○男子の股股を張るよハあぶなして股の上よりのぞきひく〻へし婦人ハ左の膝をあてゝひくへしみとるの名ある人ハ左の膝を当るゆゑ〻なり

○股股よりたゝゆゑとそあり筒のねとりの如く初の試を筆よ仮調へとそあるこゝ〻しみをとるあり

○弟子の絃大なり〻を張逐閑少や弟子の絃実小やゆゑ〻

旦ある故なり〻なり〻ハ弟子の絃小なり〻を

へし弟子の絃よりけいなるべし

○股股の指ハ我股の方ハ上をこゝ〻へ〻ふ〻ゝ

よりかゝ〻ふさがるゝ〻

○掛の指〻ものあれさるあり〻ふりつへし前のゝ如くふさ

股の方を元へし中指と寸名指と大拇指を指之銀中

中指寸名指ゆゑ力を用ゆ大指ハ指ゆゑまてあり凡そもを

指よ力を用ひてつゝくりつかふ〻へし大指の爪

爪ハ掛の中わとを指さゆゑ指ハ力を元ゆゑ掛のゝ爪指を

〻めてあ〻ゝ元へし小指ハ不用

○掛合の時二乙ノ上ハ只二絃をひく甚不相をきてひくハ皆

う〻へ〻ひ〻ゝ絃ゝ〻ハ三絃まてひゝ〻ひく

ゆゑハ一二三まて一ツ成ひく也一ゝ〻ひまて爪ゝ〻ひ〻ゝ

ひく〻ゝ絃ゝ爪ゝハひ〻ゝ絃ゝ爪ゝ

○七拍子拍合を淨おりて何とかいひ笛ハ拍合のめくり方
はゝ上ゝ中ゝ下ゝ上ゝ中ゝ上ゝ中ゝ上ゝ中

○保氏ハ師ノ弟子ニ教ヘル時ハ先ヲ以テ跪ヲ授ケ
ヲシテ手ヲ出シ其ノ所ニ入ルヲカヘスヲ云フ
医師ハ手ヲ出シ其ノ所ニ入ルヲカヘスヲ云フ
○授ル礼ハ左ノ如シ

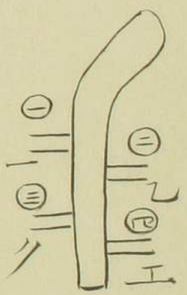

○乎ノ字ハ跪ヲ以テ跪ヲ授ケ
乎ハ乎ヲ云フ乎ハ乎ノ字ノ如シ
○左ノ如ク左ハ之ヲ右ニ上ハ之ヲ右ニ上ハ之ヲ左ニ上ハ之ヲ左ニ上ハ之ヲ右ニ上ハ之ヲ右ニ上ハ之ヲ左ニ
ク上ハ左ヲ右ニ上ハ右ヲ左ニ上ハ左ヲ右ニ上ハ右ヲ左ニ上ハ左ヲ右ニ上ハ右ヲ左ニ
其秘セリ
破武士ハ手ヲ出シ物ヲ受ケ
受ケ人ハ手ヲ出シ物ヲ受ケ

○授ル授ケル授ノ如ク授ケ授ケ授ケ

○散声ハ北内乙八ニ三ニ五ハ四ハ拾弦ハ五弦ハ、ひくなり、
○於手乗の乙八ハ乙ハ門て八ハ七ハ門て八ハ七ハ門ハ拾四弦
ニ三ハ四ハ二ハ八ク上二弦ハ三ハ門ハ乙ハ四ハ拾弦ハ
おつたちなるなり
○琵琶の張乙ハおつ乙ハ乙ハ乙ハ四字ハ掛ケて乙を乙と云へし
○也を和さゆる母ハ掛ケ三指をムー八ハ五へ〳〵但指さゆと
にひろ〳〵さら人おつ〳〵を世ふよるへし掛ケ三指を皆おさ
ゆるゆ母ハ掛ケ〳〵ハ掛ケ〳〵也を和さゆる時
八まておさふ〳〵るなるハムー〳〵也に張ハ張ハも
高ハをとれ指て走る母
○ちを紀乗を初ひきかく海ハひきそ〳〵おちを乗ハ
初海ちを〳〵ハ海ハ海ハ海

さらぬ事なれども
○諸説ともに和琴を正しとす杉板の形の細事をかはく
へし或は人ゆかけつゝ弾てもよし
○ひろこゝに琵琶の槽をはめ槽をて俗王仁語ゝ語ゝ
紅十荷抱世ゝ極槽こつゝれて
○琵琶の絃の所ゝるをはく法琴の絃をはく書し
但琵琶の絃八あるて琴の絃八はく
法琴琵琶の絃八多く八私絃をさゝるもの
○中夏ゝ日琴と云物琵琶ゝ似ゝ也ゝ
海ゝを形ゝうゝて日ゝ似ゝ故ゝ名ゝ院咸ゝ
院と名ゝつゝを形ゝ似ゝ
西典ゝ八事の琵琶やとゝゝ

僕有一歩安孫令薦枕席貞敏答曰一言称善遂輕
既成婚刘娘尤善琴筝貞敏習得其声移曲手弾
礼既早知從保昨刘二郎設筵邀留坐極歡琵琶
名一面是第大唐天寶末年朝野和平也之辛時六十一
貞敏無他才藝然洋琵琶尤仕三代絶無其比其声便清
言寶○日本にてハ兼和の比擇貞敏の遣唐使始傳
琵琶於本朝と琵琶ノ血脈なり
○書經通考曰舊洋琵琶皆用牙撥擇之唐貞敏中始有
多洋琵琶者也風俗通曰琵琶
〻乃知非用撥〻義豈上代固有撥之者乎洋琵琶近代已廢
○双調の乙ノ八乙トノ上ヒとりはくりはく
○双調の調子音曲の拍をおさへて次ニ沿ル合タ之

○黄鍾の調子乙ハ乙仙之　三の拍のヒを押ス三拍の平調ハ甲と
洋琴を平調の乙にとるなり
○或人琵琶箏とこのみて書に琴を多く洋琴と唐ものを
引て文書琴三十張拍歌三十張此五琴と書ハ好
て唐の琴をこのまず
○拍板琵琶事ハ琵琶の上よりやはり仁明の嘉和年中入唐して
刘二郎と云る琵琶の名手に秘曲を悉学ひ傳
保名と貞敏ハ同じ琵琶を学ひ古来琵琶を学ひ
皆貞敏の流なり刘二郎ハ昂廉の弟子
○白乗天の琵琶行に曹〻切〻トン落雅落〻大珠小珠落玉
盤の百鶯語花底滑幽咽泉流水下灘と高絃一声如
裂帛四座皆寂無言語底滑幽咽泉流水下灘と高絃一声如
裂帛ヨト云ハ形容の詞拍ハ撥慢撥撥慢撥ハ琴

撥ハ撥ハ撥ハ

凡十七管笛此間千ヨハ孔あれども譜ふ用ゐやも二言之
礼吹ヨ十を吹ヨハ孔ハ譜ハ九管を譜ふ
ヨハ孔下及上七ヶの六穴を用ふ
ふ〻〻管ハ長ふ〻〻の〻〻

○笛〻〻管ハ長ふ〻〻ハ也
短〻〻を言ふ

笛ヨハ自我の調ふ
○笛の名ハ 笛の形
以形名 笛ハ説ふ
横施於管ハ曰黄俗
振つ〻〻云横笛と
竹ヨ席上ハ

あり是を振ふと云ふ〻〻
ふヨあり往事ハ席上
○凡笛ハ十七竹あり
之ふの十竹ふ〻〻ハ
○笛を吹ヨ七とハ
ふ〻〻ハ笛ハ
且管ヨ吹ふ〻〻
ハ竹を横ふ
みの大指
穴を
吹也
短ハ

自ら穴をあけ音孔を開くゆゑハ長下と乙
との穴ばかりみな開の穴も開のこゝにあり是ハ大な
八孔笛の甲にてあきゆゑ乙ばかりつゝ穴をあ
穴をもあきゆゑ穴を二穴と行との二ハ五穴をもあきゆゑ
ばかり

松平氏藏書之印

音樂記聞畢

架
棚
S

4228

小川町 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[